

## 子どものための教育・保育給付費地方単独費用県費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 子どものための教育・保育給付費地方単独費用県費補助金（以下「補助金」という。）については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第9条第4項の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を補助することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 補助金は、予算の範囲内において、法第65条各号の規定により市町村が支弁する法附則第9条第1項第1号ロ、第2号イ（2）及びロ（2）並びに第3号イ（2）に掲げる額の一部を補助の対象とする。

### (交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次の各号の計算により算出された額の合計額の二分の一とする。

- (1) 法附則第9条第1項第1号ロの当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額から同号イの内閣総理大臣が定める基準により算出した額を減じた額
- (2) 法附則第9条第1項第2号イ（2）の当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額から同号イ（1）の内閣総理大臣が定める基準により算出した額を減じた額
- (3) 法附則第9条第1項第2号ロ（2）の当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額から同号ロ（1）の内閣総理大臣が定める基準により算出した額を減じた額
- (4) 法附則第9条第1項第3号イ（2）の当該特定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額から同号イ（1）の内閣総理大臣が定める基準により算出した額を減じた額
- (5) 法附則第9条第1項第3号ロ（2）の当該特例保育を行う施設又は事業所の所在する地域の実情、特例保育に通常要する費用の額から同号ロ（1）の内閣総理大臣が定める基準により算出した額を減じた額

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 規則第23条の別に定める期間は、事業完了後5年間とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請は、別記第1号様式により行うものとし、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業計画書 別記第1号様式付表
- (2) 収支予算書 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- (3) その他知事が必要と認める書類

(変更交付申請)

第7条 規則第7条第1項の補助金等の内容等の変更事由は、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合とする。

- 2 規則第7条第1項の変更申請は、別記第2号様式により行うものとし、事業変更計画書は、別記第1号様式付表を準用する。
- 3 前項の変更交付申請書及び事業変更計画書の提出期限は、別に定める。

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等の交付決定通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(変更交付決定)

第9条 規則第7条第2項の補助金等の変更交付決定通知は、別記第4号様式により行うものとする。

- 2 第5条の規定は、前項の変更交付決定について準用する。

(補助金の請求等)

第10条 規則第16条第1項の請求は、別記第5号様式により行うものとし、別に定める日までに知事に提出するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、概算払を受けようとする場合は、前項の請求書を準用して請求するものとし、別に定める日までに知事に提出するものとする。
- 3 前項の概算払の時期は四半期ごととする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の実績報告は、別記第6号様式により行うものとし、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次号のとおりとする。

- (1) 事業実績書 別記第6号様式付表
- (2) 収支精算書 歳入歳出決算書抄本
- (3) その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、別記第7号様式により行うものとする。

(事業実績報告の訂正)

第13条 知事が額の確定をした後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合は、速やかに別記第8号様式による報告書を知事に提出するものとする。

2 実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、第11条に定めるところに準じて行うものとする。

(その他)

第14条 補助金の交付に当たっては、前条までに定めるところの他、以下によるものとする。

- (1) 特別の事情により、本交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- (2) 市町村長が知事に提出すべき書類の部数は、全て正本、副本各一部とする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年(2021年)3月31日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。